

徳島空港エコエアポート協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、徳島空港エコエアポート協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、徳島空港（民航地区）内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題意識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(所掌業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施にあたって、関係者に対して必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(会長及び事務局)

第5条 協議会の代表者たる会長は、大阪航空局徳島空港事務所長とする。

2 協議会の事務局は、大阪航空局徳島空港事務所に置く。

(運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主催する。

2 協議会の議題は、第3条に定める事項を審議し決定する。

3 協議会の議決は、多数決による。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため作業部会を設置する。

2 同部会の構成は、別表の事務担当者とする。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要な事項は、協議の上、決定する。

附則 この規約は、平成20年3月24日から施行する。

徳島空港エコエアポート協議会構成員

四国地方整備局徳島飛行場建設事務所前任建設管理官
徳島県警察本部地域課航空隊長
徳島県消防防災航空隊長
徳島空港ビル（株）取締役
（財）空港環境整備協会徳島事務所長
（株）日本航空インターナショナル徳島空港所長
全日本空輸（株）徳島空港所長
シェル徳発（株）航空部徳島空港営業所長
大阪航空局徳島空港事務所長